

組合規約改正の旨

七、労働関係三法案の施行に伴い、組合員を保護し、労務の増進に資することを目的として、本規約を改正する。

八、労働法制三法案の施行に伴い、組合員を保護し、労務の増進に資することを目的として、本規約を改正する。

九、その他必要事項を規定する。

第十條 組合員は職業上、對其の自衛心並に責任觀念を涵養し、向上に努め、團體精神を鍛練し、一致協力して、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十一條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十二條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十三條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十四條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十五條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十六條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十七條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十八條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第十九條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

第二十條 組合員は、組合の規律を遵守し、前記の目的を以て、其の責を盡す。

財團法人協調會大阪支所

大會職員

箱

選舉

命

對

議

書

審判

審判

規約改正委員会によつて決定されたる

日本海員組合規約改正草案（括弧内は

舊規約、削除、説明等）

第六章 組合役員

第十三條第二項を左の如く改む

・組合長一名、副組合長一名、評議員六百名（四百名）

第十三條第四項を左の如く改む

・組合長 副組合長及評議員は大會（總會）に於て之を選舉す

第八章 會議

第二十九條を左の如く改む

・第一項 會議を分つて年度大會（定期總會）、臨時大會（臨時總會）、評議員會及幹部會（大會を削除）とす

・第三項 大會（總會）、評議員會の議長は組合長之に當る（以下舊規約と同じ）